

足立区介護職員宿舎借り上げ支援事業 Q & A集

◇対象事業所について

Q1	対象事業所は？												
A1	<p>足立区内の地域密着型サービス事業所で要件を満たす事業所が対象となります。要件及び補助率により、以下の3つに分類しています</p> <table> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>月額上限(1戸あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 福祉避難所</td> <td>7/8</td> <td>71,000円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 災害時協定締結事業所</td> <td>7/8</td> <td>71,000円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 災害要件なし事業所</td> <td>1/2</td> <td>41,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	月額上限(1戸あたり)	(ア) 福祉避難所	7/8	71,000円	(イ) 災害時協定締結事業所	7/8	71,000円	(ウ) 災害要件なし事業所	1/2	41,000円
区分	補助率	月額上限(1戸あたり)											
(ア) 福祉避難所	7/8	71,000円											
(イ) 災害時協定締結事業所	7/8	71,000円											
(ウ) 災害要件なし事業所	1/2	41,000円											
Q2	地域密着型サービス以外の事業所は申請できませんか？												
A2	<p>地域密着型サービス以外の事業所は、東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業をご活用ください。</p> <p>ただし、東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業の上限（利用定員数に応じて4戸から最大20戸まで）を超えて宿舎を借り上げた場合に限り、当該超えた分について本事業の対象とします。（1事業所につき上限4戸まで。）</p> <p>東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業につきましては、ホームページをご確認願います。 https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/</p>												
Q3	福祉避難所（第二次避難所）とはどのようなものでしょうか？												
A3	<p>区と「第二次避難所施設等利用に関する協定」を締結している事業所になります。</p> <p>災害発生時又は発生のおそれがある場合に、第一次避難所（小中学校等）での生活が難しい災害時要援護者の方々のために区が開設します。</p> <p>現在、福祉避難所に指定されている施設の一覧は、ホームページをご確認願います。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/hinanjo-tejun-2hinan.html</p>												
Q4	災害時協定とはどのようなものでしょうか？												
A4	<p>災害発生時又は発生のおそれがある場合に、区の要請により、利用者の安否確認と避難誘導及び福祉避難所で要配慮者への支援の提供を行っていただく事が目的となっております。</p> <p>災害時協定書の見本は、ホームページをご確認願います。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/2023_kaigo_syokuin_syukusya_kariage_sien.html</p>												
Q5	当事業所は災害時協定を締結しています。対象職員のうち一部が災害時の従事ができないため、災害時協定締結事業所、災害要件なし事業所それぞれで申請は可能でしょうか？												
A5	できません。事業所単位でどちらか一方で申請していただきます。												
Q6	当事業所は令和8年1月1日に災害時協定を締結する予定です。4月から12月を災害要件なしの事業所として、1月から3月を災害時協定事業所として申請は可能でしょうか。												
A6	<p>可能です。但し事業計画書は、様式第1号の3をわけて作成してください。</p> <p>また災害時協定事業所の場合、助成にあたって以下の必要項目が追加されますのでご注意願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借り上げた宿舎は事業所の周辺（半径10キロメートル以内） ・入居対象者は災害対策上の業務に従事する職員であること 												
Q7	当事業所は令和8年4月1日頃に災害時協定を締結する予定です。申請は可能でしょうか。												
A7	<p>交付申請書提出時（令和8年2月13日期限）までに協定が締結されていない場合、申請することができません。</p> <p>協定は災害対策課と締結します。締結までには1か月程度かかる場合もありますので、お早目に介護保険課までご相談願います。</p>												

◇対象者及び宿舎について

Q8	対象事業所に勤務する職員であれば、誰でも助成対象者になりますか？
A8	助成対象となる入居者は、以下のいずれにも該当する方になります。 ①介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員及び計画作成担当者のいずれか ②法人の役員でない ③「災害時協定」に係る業務に従事できる ※災害時協定締結時のみ ④住居手当等を支給されていない者または住居手当等を支給されている同居者がいない者 ⑤令和7年3月31日以前に本助成の対象職員になり、助成を開始した者
Q9	非常勤職員も対象となりますか？
A9	非常勤職員の方でも、実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上であれば対象になります
Q10	同一建物内にある認知症対応型通所介護事業所と助成対象外サービスである介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を兼務している職員は、対象となりますか？
A10	主たる勤務先が認知症対応型通所介護事業所であり、当該職員が介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員及び計画作成担当者のいずれかとして配置されていれば対象となります。 ただし、当該職員が東京都その他の補助を受けている場合は対象外です。
Q11	当該介護職員に住居手当や居住支援特別手当※を支給している場合はどうなりますか？ ※東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業及び東京都障がい福祉サービス等職員居住支援特別手当事業
A11	住居手当を支給している場合は対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。なお、助成期間中に誤って住居手当を支給した場合は、住居手当の返金を当該職員から受け取る必要があります。また、当事業の助成を受けている宿舎の入居者（同居人を含む）については、東京都が実施している居住支援特別手当事業（令和6年度開始）において、居住支援特別手当を受給できません。
Q12	単身者のみを対象としていますか？
A12	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同居人が住居手当を受給している場合は、助成対象外となります。
Q13	借り上げ宿舎に入居していた介護職員が助成対象外職種に変更となった場合や、対象職員が入居中に助成対象外事業所に人事異動となった場合はどうなりますか？
A13	対象外の職種や事業所に変更（異動）となった場合、助成の対象から外れます。同じ宿舎番号で継続して助成を受ける場合は入居者の変更、または宿舎及び入居者の変更を行う必要があります。
Q14	外国籍の職員が居住する場合は、助成対象となりますか？
A14	国籍は問いません。助成対象入居者としての要件を満たしている場合は、助成対象となります。（Q8から12を参照してください。）
Q15	助成を受けている職員が傷病休暇を取得したり、産休・育休の取得等により長期間休業する場合は、引き続き助成を受けることはできますか？
A15	休業以前まで助成対象者だった職員であれば、助成を受けることは可能です。ただし休業期間中、借り上げ宿舎に不在となる（居住していない）場合には対象外になります。このような場合には、ご相談ください。
Q16	職員が転居し、その宿舎に別の新たな職員が住むことになりました。その職員を対象にして引き続き助成を受けることは可能ですか？
A16	できません。令和7年3月31日以前に本助成の対象職員になり、助成を開始した方が対象となります。 また、本助成の対象職員が住居を変更した場合でも、転居先住居が助成条件を満たせば助成対象となります。ただし、同一の職員について助成開始から10年を超えて申請を行うことはできませんのでご留意ください。

Q17	戸建て住宅を借り上げ、介護職員3名が居住していますが、この場合3戸分の助成金が受給できますか？
A17	できません。戸建て住宅の場合は1戸とみなしますので、対象となる入居者が3名いても1戸分の助成となります。
Q18	シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？
A18	入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の助成となります。なお、助成対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。
Q19	法人が所有している宿舎は対象となりますか？
A19	なりません。法人及び法人の役員が所有する物件は、対象外です。
Q20	借り上げ宿舎の所在地が東京都外ですが、対象となりますか？
A20	なります。ただし災害時協定締結事業所と災害要件なしの事業所で要件が異なります。 災害時協定事業所：事業所から半径10キロメートル以内の宿舎（都外可） 災害要件なし事業所：制限なし（都外可）
Q21	賃貸借契約の名義が入居者になっていますが、対象となりますか？
A21	対象なりません。法人名義である必要があります。
Q22	入居の確認はどのようにするのですか？
A22	公的機関による証明として住民票の写しを提出していただきます。また、実績報告時に「実績報告時雇用状況等報告書」を提出していただきます。
Q23	単身赴任のため、借り上げ宿舎に住所変更等の届出（転入届等）をしていませんが、届出をしなければなりませんか？
A23	住民票によって入居の確認がとれるものに限り助成対象となりますので、借り上げ宿舎の住所地に、すみやかに住所変更等の届出をしてください。

◇助成対象戸数について

Q24	当施設には介護職員が8名います。8戸分の助成金が受給できますか？
A24	助成対象戸数の上限は、1事業所あたり4戸までです。 ただし、外国人介護職員※に係る戸数については、この限りではありません。（在留資格は住民票で確認しますので、該当の外国人介護職員の申請の際は、在留資格が記載された住民票を提出してください。） ※外国人介護職員：「在留資格介護」、「特定技能（介護）」、「技能実習生（介護）」、「留学生」、「E P A介護福祉士候補者等」に該当する職員 なお、外国人介護職員の場合であっても、当該職員の実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上であることが必要です。
Q25	当法人は複数の介護保険サービスを運営しています。事業所ごとに4戸まで申請できますか？
A25	お見込みのとおりです。

◇助成対象期間等について

Q26	助成対象期間の上限はありますか？
A26	<p>あります。同一の職員が利用できるのは、最大で10年までです（助成開始年度を含めて、最大10回（10か年度）申請可能です。）。</p> <p>例) 令和7年4月1日助成開始の職員 　→助成対象期間終了日 令和17年3月31日（令和16年度末）（予定） 　令和7年10月1日助成開始の職員 　→助成対象期間終了日 令和17年3月31日（令和16年度末）（予定） 　注) 令和17年9月30日ではありません。</p> <p>◆一旦助成が開始されると、助成終了年度（助成を受けられる最大の期間の終期）が自動的に定まります。助成開始後に、助成を受けていない期間が生じた場合であっても、助成終了年度は延長されません。</p> <p>◆助成期間終了日は、助成開始月にかかわらず、助成終了年度の末日（3月31日）となります。</p> <p>◆申請は年度毎に行っていただきます。</p>
Q27	助成期間の開始日はいつになりますか？
A27	助成期間の開始日は、下記の（1）から（4）の日付のうち一番遅い日の翌月初日となります。ただし、（1）から（4）のうち一番遅い日が月の初日の場合は当該月から助成開始になります。なお、上記の日が当該年度より前である場合には、当該年度初日（4月1日）となります。
	<p>（1）対象入居者の採用日（入職日） 　（2）賃貸借契約書の契約期間の開始日 　（3）住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等） 　（4）災害時協定締結日 ※災害要件なしの場合を除く</p>
Q28	一度申請した助成対象者を異動や転居等に伴い対象外としたのち、再度助成対象として申請することはできますか？
A28	可能です。ただし、助成対象期間の最大10年は、当初申請した助成開始日から起算され、一時的に助成対象外となった場合でも、期間は延長されませんのでご注意ください。
Q29	7月1日付採用の介護職員ですが、6月1日から借り上げ宿舎に入居を開始している場合、6月分は対象となりますか？
A29	採用前の入居期間については助成対象外です。

◇対象経費、助成金及び対象額について

Q30	借り上げ宿舎の賃料以外に助成対象となる経費はありますか？
A30	共益費（管理費）、礼金及び更新料のみが対象となります。なお、敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料等は対象外です。 （共益費及び管理費は別の文言で表現されることがあります。対象の可否について不明な場合には個別にご相談ください。）
Q31	令和7年4月分の賃料は令和7年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和7年度）の助成金の対象となりますか？
A31	なります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）に支払った場合も、助成対象とします。ただし、経費支払書には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。

Q32	前年度に支払いをした礼金や更新料は、今年度の助成金の対象となりますか？
	礼金は前年度に支払った分も対象となります（ただし、申請する職員の入居のために支払ったものに限ります。）。 更新料は今年度の助成期間内の賃貸借契約更新に係る場合の更新料のみ対象となります。 ●礼金の場合 【例1】 助成期間開始日 令和7年4月 1日 礼金支払日 令和7年3月15日 ⇒助成対象となります。
A32	●更新料の場合 助成期間開始日 令和7年 4月 1日 助成期間終了日 令和7年11月 1日 【例 2】 更新日 令和7年6月 1日 更新料支払日 令和7年5月25日 ⇒助成対象となります。（契約更新が助成期間内のため） 【例 3】 更新日 令和7年12月 1日 更新料支払日 令和7年11月25日 ⇒助成対象となりません。（契約更新が助成期間外のため）
Q33	介護職員が3月途中で自宅を購入し宿舎から退去するため、賃貸借契約を解除しました。 3月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の助成額はどうなりますか？
A33	実際に支払った額と日割り計算された額の少ない方と、助成基準額（1戸当たり82,000円）を比較し、少ない方の額に8分の7（災害時協定事業所）または2分の1（災害要件なし事業所）を乗じた金額を助成します。 日割り計算を行う際は、必ず「記入例」を参照のうえ、様式に添付の「日割り計算シート」を活用し算出してください。
Q34	介護職員が3月途中で退職し宿舎から退去しましたが、宿舎はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の助成額はどうなりますか？
A34	職員が入居していることが要件ですので、退職した日の翌日からは助成対象外となります。3月分は日割りとなり、入居していた日数分の日割り計算された額と助成基準額を比較し少ない方の額に8分の7（災害時協定事業所）または2分の1（災害要件なし事業所）を乗じた金額を助成します。
Q35	入居者も賃料を一部負担することになりますが賃料の全額が助成対象経費となるのですか？
A35	入居者負担分を除いた額が助成対象経費となります。
Q36	助成基準額の1戸当たり月額82,000円までとは、助成金が82,000円出るのですか？
A36	当該年度に居住するために借り上げた宿舎に対し対象法人が支出した経費（助成対象経費）が助成対象となります。助成対象経費と助成基準額（1戸当たり月額82,000円）を比較し、少ない方の額に8分の7（災害時協定事業所）または2分の1（災害要件なし事業所）を乗じた金額を助成します。助成対象経費より助成額及び本人負担額を差し引いた額が法人負担額となります。
Q37	礼金・更新料は助成金申請時にどのように計算しますか？
A37	借り上げ宿舎に対し支払った礼金・更新料については、当該年度内の助成対象の月数で除した額を助成対象の各月に振り分けます。 【例 1】 助成期間開始の月が9月で、8月に礼金180,000円を支払った場合180,000円を当該年度内の助成対象月数（9月～3月の7か月）で除した額25,714円（小数点以下切り捨て）が各月へ入力 【例 2】 助成期間が1年間で、10月に更新料180,000円を支払った場合180,000円を当該年度内の助成対象月数（4月～3月の12か月）で除した額15,000円が各月へ入力

◇申請・報告について

Q38	宿舎と入居者はいつまでに確定する必要がありますか？
A38	交付申請書の提出時（令和8年2月13日期限）までに宿舎、入居者を決めていただく必要があります。
Q39	実績報告時の提出書類「借り上げに係る経費支払書」としてどのような書類が必要ですか？
A39	<p>法人が該当宿舎に関する賃料・礼金等を支払ったことが確認できる書類が必要です。具体的には以下のような書類となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書記載の振込先に振込をしたことがわかる振込利用明細 ・当該宿舎に係る経費の引き落としが確認できる通帳の写し ・当該宿舎のものと分かる法人宛の領収書 <p>上記のような書類のいずれかをご提出ください。なお、WEB振込明細を経費支払書とする場合、閲覧可能期間が定められている場合がございますので、予め保管していただくようお願いいたします。</p>

◇その他

Q40	助成金はいつ交付されますか？
A40	令和8年4月下旬から5月上旬を予定しています。
Q41	賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？
A41	お見込みのとおりです。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。
Q42	都で行っている介護職員宿舎借り上げ支援事業と重複して、助成金を受けることができますか？
A42	<p>できません。地域密着型サービス以外の事業所は、東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業をご活用ください。</p> <p>ただし、東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業の上限（利用定員数に応じて4戸から最大20戸まで）を超えて宿舎を借り上げた場合に限り、当該超えた分について本事業の対象とします。（1災害時協定締結事業所につき上限4戸まで。）</p>
Q43	提出する住民票に必要となる記載事項は何ですか？
A43	<p>借り上げ宿舎に入居していることを住民票により確認しますので、氏名・生年月日・性別・住所（現住所・前住所）・住所を定めた日（転入日等）が記載されている本人のみの住民票（個人票・世帯1部等）を取得してください。なお、個人番号（マイナンバー）、住民票コード（住基ネットの番号）、本籍地、筆頭者の記載がないものをご用意ください。これらの記載があるものは受け付けできません。</p> <p>◆「外国人介護職員」として戸数の上限（4戸）を超えて申請する際は、在留資格の記載が必要です。（Q24参照）</p>
Q44	助成金対象になった場合、借り上げ宿舎に居住する介護職員の所得税はどうなりますか？
A44	介護職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが違いますので、お近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。